

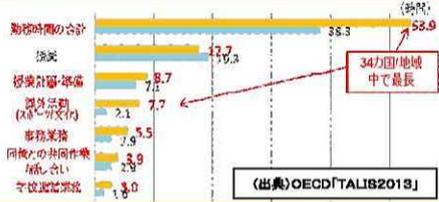
# チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申) 概要

学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている。

## 1. 「チームとしての学校」が求められる背景

### (1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

- 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「**社会に開かれた教育課程**」を実現することが必要。
- そのためには、「**アクティブ・ラーニング**」の視点を踏まえた指導方法の不断の見直しによる授業改善や「**カリキュラム・マネジメント**」を通じた組織運営の改善のための組織体制の整備が必要。



### (2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

- いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、**学校の抱える課題が複雑化・多様化**。
- 貧困問題への対応など、**学校に求められる役割が拡大**。
- 課題の複雑化・多様化に伴い、**心理や福祉等の専門性**が求められている。



### (3) 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- 我が国の教員は、**学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務**を担い、**子供たちの状況を総合的に把握して指導している**。
- 我が国の学校は、欧米諸国と比較して、**教員以外の専門スタッフの配置が少ない**。
- 我が国の教員は、国際的に見て、**勤務時間が長い**。

## 2. 「チームとしての学校」の在り方

### (1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の3つの視点に沿って検討を行い、**学校のマネジメントモデルの転換を図っていく**ことが必要である。

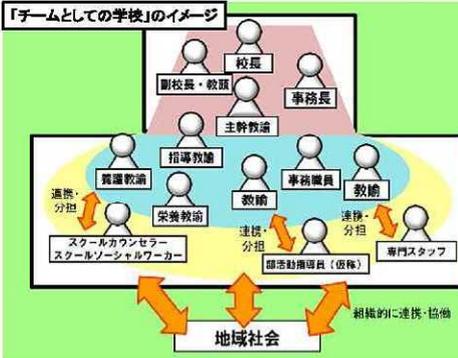
### (2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

学校と家庭、地域との連携・協働によって、**共に子供の成長を支えていく体制**を作ること、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようになることが重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、**生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく**必要がある。

### (3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その**位置付けや校種の違いなどに配慮して、各学校の取組に対する必要な支援を行う**ことが重要である。

## 3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策



### (1) 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようになるため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

#### ① 教職員の指導体制の充実

- アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の増加、子供の貧困等に対応した必要な教職員定数の拡充
- 指導教諭の配置促進等による指導体制の充実

#### ② 教員以外の専門スタッフの参画

- 心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け
- 学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実
- 教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる職員として、部活動指導員(仮称)を法令に位置付け
- 医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

#### ③ 地域との連携体制の整備

- 地域との連携を推進するため、地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化

### (2) 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

#### ① 管理職の適材確保

- 教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験させることによる、管理職の計画的な養成
- マネジメント能力を身に付けさせるための管理職研修を充実させるためのプログラムの開発

#### ② 主幹教諭制度の充実

- 管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進
- 主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため、具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プログラムを開発

#### ③ 事務体制の強化

- 事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- 学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上明確化

### (3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようになるため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

#### ① 人材育成の推進

- 教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果を任用・給与などの処遇や研修に適切に反映
- 教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰

#### ② 業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修を実施
- 教職員が健康を維持して教育に携わることができるよう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策を推進

#### ③ 教育委員会等による学校への支援の充実

- 学校の指導方法の改善等を支援するため、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置を充実
- 弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援

# 地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正について

## 改正の概要(平成29年3月改正、同年4月施行)

平成27年12月の中教審答申(地域と学校の連携・協働)を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置を努力義務化。また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、社会総掛かりでの教育を真現し、地域を活性化。

## ＜地域と学校の協働体制のイメージ＞



## 「新・放課後子ども総合プラン」の現状

(平成30年9月14日策定・公表)

### 趣旨・目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

### 目標等

#### 【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

#### 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標(2023年度末まで)

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備(約122万人⇒約152万人)
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

### 取組の現状

#### 放課後子供教室 (文部科学省)

#### 放課後児童クラブ (厚生労働省)

| 趣旨            | すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施  | 共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供 |
|---------------|--------------------------------|--|
| H31予算額(案)     | 59.2億円の内数                      | 887.8億円                                      |
| 実施数           | 18,749教室                       | 25,328か所                                     |
| 一体型           |                                | 4,913か所                                      |
| 登録児童数         | —                              | 1,234,366人                                   |
| 新規開設分の小学校での割合 | —                              | 60%<br>(3,244か所のうち1,935か所)                   |
| 実施場所          | 小学校 74.8%、その他(公民館、中学校など) 25.2% | 小学校 53.6%、その他(児童館、公的施設など) 46.4%              |

※放課後子供教室の教室数は平成30年11月時点、放課後児童クラブの箇所数と一体型、新規開設分の小学校での割合、実施場所における割合は平成30年5月時点の数値を記載

## 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じる**こととされています。

### 目標としている水準と財政措置額

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**
- 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**  
各普通教室**1台**、特別教室用として**6台**  
（実物投影機は、整備実績を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備）
- 超高速インターネット及び無線LAN **100%整備**
- 統合型校務支援システム **100%整備**
- ICT支援員 **4校に1人配置**
- 上記のほか、学習用ツール<sup>(※)</sup>、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

・1日1コマ分程度、児童生徒が1人1台環境で学習できる環境の実現



### 標準的な1校当たりの財政措置額

#### 都道府県

高等学校費 **434** 万円（生徒642人標準）

特別支援学校費 **573** 万円（35学級）

#### 市町村

小学校費 **622** 万円（18学級）

中学校費 **595** 万円（15学級）

※上記は平成30年度基準財政需要額算定における標準的な所要額（当年度）を試算したものです。各自治体における実際の算定に当たっては、様々な補正があります。

## 新・放課後子ども総合プラン

（2018（平成30）年9月14日策定）

### 背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

### 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

## 国土強靱化基本計画について

- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの(アンブレラ計画)
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める

## ●国土強靱化の基本的考え方(第1章)

### 【理念】

- 国土強靱化の基本目標
  - ①人命の保護
  - ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
  - ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
  - ④迅速な復旧復興
- 災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

### 【基本的な方針等】

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土構造の実現を促す
- 気候変動等による気象の変化等を踏まえた施策の重点化
- ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント 等

### 【特に配慮すべき事項】

- 官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備
- 国土強靱化のイノベーション
- 仙台防災枠組である事前防災、より良い復興等の実践
- 平成30年6月以降の災害からの教訓を踏まえた対策 等

## ●脆弱性評価(第2章) 12の個別施策分野及び5の横断的分野

### ●国土強靱化の推進方針(第3章)

#### ～施策分野ごとの推進方針～

#### 【行政機能／警察・消防等／防災教育等分野】

- ・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう不断の見直しを実施 等

#### 【住宅・都市分野】

- ・防災拠点、住宅・学校等の耐震化、文化財の耐震化、「コンパクト＋ネットワーク」の対流による東京一極集中の是正 等

#### 【保健医療・福祉分野】

- ・被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮したDMATの計画的な養成、福祉避難所の指定促進 等

#### 【エネルギー分野】

- ・電力インフラのレジリエンス向上など災害に強いエネルギー供給体制の構築、地域間の相互融通能力の強化、自立分散型エネルギーの導入 等

#### 【金融分野】

- ・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関の横断的な合同訓練の実施 等

#### 【情報通信分野】

- ・官・民からの多様な収集手段確保、旅行者、高齢者、障害者、外国人等に配慮した多様な情報提供手段確保 等

#### 【産業構造分野】

- ・中小企業が取り組む防災・減災対策への支援の強化 等

#### 【交通・物流分野】

- ・交通・物流施設の耐災害性の向上、ソフト・ハード両面における除雪体制の整備 等

#### 【農林水産分野】

- ・農林水産業に係る生産基盤などのハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築などのソフト対策の実施、都市と農村の交流等による地域コミュニティ維持・活性化 等

#### 【国土保全分野】

- ・防災施設の整備などのハード対策とわかりやすい防災情報の発信などのソフト対策を組み合わせた総合的な対策、気候変動の影響を踏まえた治水対策 等

#### 【環境分野】

- ・災害廃棄物処理の広域連携体制の構築による廃棄物処理システムの強靱化 等

#### 【土地利用(国土利用)分野】

- ・災害リスクの高い場所への人口集中の緩和によるリスク分散、所有者不明土地への対応、復興まちづくりの事前の準備 等

#### 【リスクコミュニケーション分野】

- ・住民等の自発的な防災活動に関する計画策定の促進、地域コミュニティの強化による災害対応力の向上、教育、訓練 等

#### 【人材育成分野】

- ・災害の専門家・技術者・地域のリーダーの育成 等

#### 【官民連携分野】

- ・民間のスキル・ノウハウや施設・整備等の活用促進 等

#### 【老朽化対策分野】

- ・インフラ長寿命化計画の策定促進、メンテナンスサイクルの構築 等

#### 【研究開発分野】

- ・防災・減災及びインフラの老朽化対策における研究開発・新技術の普及・社会実装の推進 等

## ●計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 今後、国土強靱化に係る国の他の計画等について必要な見直しを行いながら計画を推進
- おおむね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画を毎年度の年次計画として推進本部が策定。これにより各般の施策を実施し、毎年度、施策の進捗状況の把握等によるプログラムの推進計画を見直し
- 施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、重点的に取り組むべき15のプログラムを組替え
- 重要な課題について、効果的な施策の具体化を検討する仕組みの導入
- 重点化すべきプログラム等の中で、特に緊急に実施すべき施策については、3か年の緊急対策を定めて速やかに実施

# インフラ長寿命化基本計画について

## ○インフラ長寿命化基本計画(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議 H25.11.29策定)のポイント

- ・個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- ・メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- ・産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

## ○インフラ長寿命化基本計画の体系(公立小中学校の場合)

### インフラ長寿命化基本計画 (H25.11.29)

- 策定主体: 国
- 対象施設: 全てのインフラ

### 公共施設等総合管理計画 《インフラ長寿命化計画(行動計画)》

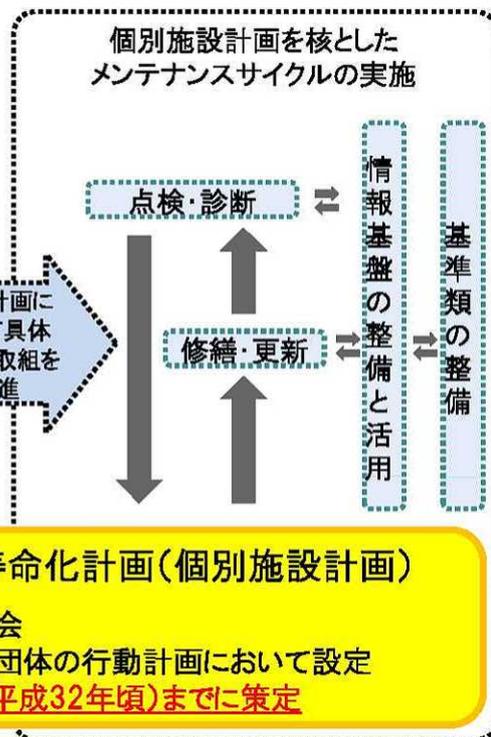
- 策定主体: 文部科学省及び地方公共団体
- 対象施設: 安全性等を鑑み、策定主体が設定
- 策定時期: **平成28年度までに策定**

基本計画に  
基づき策定

### 個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)

- 策定主体: 各教育委員会
- 対象施設: 各地方公共団体の行動計画において設定
- 策定時期: **2020年頃(平成32年頃)までに策定**

行動計画に  
基づき策定



※ 公共施設の4割を占める学校施設の状況は、公共施設等総合管理計画においても重要な検討材料。可能な限り速やかに検討に着手することが重要。

# 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議設置要綱

平成 29 年 2 月 1 日  
大臣官房長決定  
平成 29 年 5 月 10 日改訂  
平成 30 年 5 月 18 日最終改訂

## 1 趣旨

近年の社会変化に対応するため、今後の学校施設の在り方及び指針の策定に関する調査研究を行う。

## 2 調査研究事項

- (1) 今後の学校施設の在り方について
- (2) 学校施設整備指針の策定について
- (3) その他

## 3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て、2に掲げる事項について調査研究を行う。
- (2) 本協力者会議に主査及び副主査を置き、事務局が委嘱する
- (3) 本協力者会議の下に、部会を置くことができる。
- (4) 必要に応じ、(1)の学識経験者等以外の関係者にも協力を求めることができる。

## 4 実施期間

平成 29 年 2 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

## 5 その他

- (1) 本協力者会議に関する庶務は、大臣官房文教施設企画部施設企画課において処理する。
- (2) その他本協力者会議の運営に関する事項は、必要に応じ別途定める。

(別紙)

## 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議委員

| 氏名      | 職名                           |
|---------|------------------------------|
| ○天 笠 茂  | 千葉大学教育学部特任教授                 |
| 五十嵐 智 浩 | 公益社団法人日本PTA全国協議会理事           |
| 伊 藤 俊 介 | 東京電機大学システムデザイン工学部教授          |
| 岩 井 雄 一 | 社会福祉法人せたがや檜の木会理事長            |
| 岩 崎 元   | 成田市立向台小学校教頭                  |
| ◎上 野 淳  | 首都大学東京学長                     |
| 片 田 敏 孝 | 東京大学大学院情報学環特任教授              |
| 工 藤 和 美 | 東洋大学理工学部教授                   |
| 斎 尾 直 子 | 東京工業大学環境・社会理工学院建築学系准教授       |
| 志 村 秀 明 | 芝浦工業大学工学部建築学科教授              |
| 高 際 伊都子 | 学校法人渋谷教育学園渋谷中学高等学校副校長        |
| 田 原 優 子 | 佐賀県多久市教育委員会教育長               |
| ○長 澤 悟  | 東洋大学名誉教授                     |
| 中 埜 良 昭 | 東京大学生産技術研究所教授                |
| 野 中 陽 一 | 横浜国立大学教育人間科学部附属教育デザインセンター教授  |
| 樋 口 直 宏 | 筑波大学人間系教育学域教授                |
| 古 内 久   | 川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室長        |
| 山 重 慎 二 | 一橋大学大学院経済学研究科教授              |
| 山 下 文 一 | 松蔭大学コミュニケーション文化学部子ども学科学科長・教授 |

(以上19名, 五十音順, 敬称略)

(◎: 主査、○: 副主査)

## 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議特別協力者

| 氏名      | 職名                       |
|---------|--------------------------|
| 森 政 之   | 国立教育政策研究所文教施設研究センター長     |
| 屋 敷 和 佳 | 国立教育政策研究所教育政策・評価研究部総括研究官 |

(以上2名, 五十音順, 敬称略)

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議  
小中学校施設部会の設置について

平成30年6月6日

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議決定

今後の小中学校施設の在り方及び小中学校施設整備指針の改訂について、具体的・専門的な検討を行うため、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）に以下のとおり、小中学校施設部会（以下「部会」という。）を設置する。

1. 検討事項

- (1) 今後の小中学校施設の在り方について
- (2) 小中学校施設整備指針の改訂案について
- (3) その他

2. 実施方法

部会は、別紙の学識経験者等により構成する。なお、必要に応じ、他の学識経験者等にも協力を求めることができる。

3. 実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

4. 協力者会議への報告

部会は、検討状況を適宜、協力者会議へ報告するものとする。

5. その他

部会に関する庶務は、大臣官房文教施設企画部施設企画課において処理する。

(別紙)

**学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議**  
**小中学校施設部会委員**

| 氏名      | 職名                                |
|---------|-----------------------------------|
| 天 笠 茂   | 千葉大学教育学部特任教授                      |
| 伊 藤 俊 介 | 東京電機大学システムデザイン工学部教授               |
| 岩 崎 元   | 成田市立向台小学校教頭                       |
| 川 越 豊 彦 | 荒川区立尾久八幡中学校統括校長                   |
| 倉 斗 綾 子 | 千葉工業大学創造工学部デザイン科学科准教授             |
| 小 泉 治   | 株式会社日本設計第3 建築設計群副群長<br>チーフ・アーキテクト |
| 斎 尾 直 子 | 東京工業大学環境・社会理工学院建築学系准教授            |
| 鈴 木 徹   | 川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室<br>計画推進担当課長  |
| 田 原 優 子 | 佐賀県多久市教育委員会教育長                    |
| ○長 澤 悟  | 東洋大学名誉教授                          |
| 野 中 陽 一 | 横浜国立大学教育人間科学部附属教育デザインセンター教授       |
| 樋 口 直 宏 | 筑波大学人間系教育学域教授                     |

(以上12名, 五十音順, 敬称略)

(○: 部会長)

**小中学校施設部会特別協力者**

| 氏名    | 職名                   |
|-------|----------------------|
| 森 政 之 | 国立教育政策研究所文教施設研究センター長 |

(以上1名, 敬称略)

「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」  
検討の経緯

【調査研究協力者会議（第5回）】

【小中学校施設部会（第1回）】

平成30年6月6日 今後の小中学校施設の在り方について 等

【現地調査①】

平成30年7月

【小中学校施設部会（第2回）】

平成30年8月8日 現地調査報告、基本方針検討 等

【現地調査②】

平成30年9月頃

【小中学校施設部会（第3回）】

平成30年10月2日 現地調査報告、基本方針検討 等

【小中学校施設部会（第4回）】

平成30年12月20日 報告書案検討 等

【調査研究協力者会議（第6回）】

【小中学校施設部会（第5回）】

平成31年1月24日 報告書案検討 等

【調査研究協力者会議（第7回）】

平成31年2月18日 報告書とりまとめ